

2016年10月26日

申立案件(受理番号 150001)について

衛星放送のプラットフォームガイドラインに関する委員会

委員長 鳥居昭夫

1.概要

平成26年(2015年)12月8日、「スカパープレミアムサービス」で放送を行うA社から、スカパーJSAT株式会社について「衛星放送のプラットフォームに関するガイドライン」のII-1-(1)「役務と提供条件の関係の透明性」に抵触する事案があるとの申立てがあった。なお、A社は、124/8度衛星を利用する「スカパープレミアムサービス」における放送事業者たるスカパー・ブロードキャスティング株式会社(以下、「スカパー・ブロードキャスティング」という。)を通じてチャンネルを展開する番組供給事業者であり、本申立ては、2013年4月に制定された「スカパープレミアムサービスに係るガイドライン」に則って、スカパー・ブロードキャスティングを通じるかたちで行われた初めての事例である。

2.申立ての概略

A社提供チャンネルの加入者は、124/8度衛星を利用する「スカパープレミアムサービス」のH.264への移行以来減少し、スカパーおよびスカパー・ブロードキャスティングに支払う手数料および施設利用料の総額も低下していった。このような状況下、A社提供チャンネルは標準画質(SD)相当の放送を継続しており、この対価としてSD相当の最低料金を支払ってきたところである。ところが、スカパーおよびスカパー・ブロードキャスティングは、A社に対し、「スカパープレミアムサービス」に対応した高額な高精細画質(HD)相当の最低料金への変更を要求した。A社はこれを不服とし、上記申立てを行った。

3.経緯

スカパー・ブロードキャスティングは、2013年7月に「スカパープレミアムサービス」の全チャンネルをHD化する旨の方針を表明した。A社は、放送内容からこれを望まずSD画質での継続を希望することをスカパー・ブロードキャスティングに通知した。これに対して、2014年2月、スカパー・ブロードキャスティングは、①一部SD設備を残すとコスト増になること、また②HD化によって使用帯域が増えることを理由に、最低料金をSD設備の対価からHD設備のそれに変更するとの通達がなされた。その後、双方の協議によって、2016年3月まで経過措置が取られることになった。そこで期限が迫った2015年7月に再びA社に対しHD設備相当の最低料金の適用が通知され、以後、協議を重ねたものの妥結にいたらなかった。

当該チャンネルの映像は、画質はSDのままだが画角が16:9になっているものや、16:9画角の画面に左右に「サイドパネル」を付加するいわゆる額縁放送として提供されている。

4.A社側の主張

1)「スカパープレミアムサービス」の会員数は減少の一途をたどり、A社の立場から見てプラットフ

ホームのサービスの価値や有用性は低下している。

2) A社提供チャンネルの加入者も大幅に減少している。

3) スカパー・ブロードキャスティングおよびプラットフォームであるスカパーJSATは独占的な立場であるにも関わらず、自社の都合でA社が望まない全チャンネルHD化への移行を強制した。

4) HD相当の最低料金への基本料金の値上げ変更について、これ以上の議論の余地がないとのスカパー・ブロードキャスティングの姿勢が感じられた。

5.スカパーJSAT社の主張

1) 「スカパープレミアムサービス」において、A社一社のためだけにH.264のSDの送出・放送設備を個別に運営することは、スカパーJSATの大幅なコストの増加につながり、サービス全体のコスト構造にも影響を及ぼす。

2) 本件については、いまだ協議中との認識である。

6.審理案件として取り扱うことに関する「衛星放送のプラットフォームガイドラインに関する委員会」の決定

「衛星放送のプラットフォームガイドラインに関する委員会」（以下、「委員会」という。）として、本申立てについて「衛星放送のプラットフォームガイドラインに関する委員会」運営規則や「衛星放送のプラットフォームガイドラインに関する委員会への申立手続きについて」の規定に則って、関連書面や予備的ヒアリングを実施した。これらを基づき、委員会が、審理案件として取り扱うことの妥当性を検討した結果、本申立てを審理案件として取り扱うことを決定した（2015年12月8日付 受理番号150001）。

7.委員会の対応

委員会では、A社およびスカパーJSATの両当事者にそれぞれ複数回ヒアリング等を実施して、関連資料の提出を要請し、それらをもとに論点や状況を整理し、検討を行った。

また、議論の過程でA社提供チャンネルの特異な点も明らかになった。

A社提供チャンネルは、H.264へ移行する以前から、いわゆる「鍵管理」（視聴者に対し当該チャンネルを視聴可能にするかどうかに関する管理役務）を中心にしてスカパーJSATに対し業務を委託する内容の契約になっており、集客や料金徴収をも含めてトータルなサービスをプラットフォームに業務委託している多数のチャンネルに比べて、大きく異なった契約内容となっている。H.264への移行後、スカパープレミアムサービスのもとでチャンネルを提供している各事業者の立場が、「放送事業者」から「番組供給事業者」へ変わったことによるA社とスカパー・ブロードキャスティングないしスカパーJSAT間の現行の契約内容について、各当事者からヒアリングを行い、各種関連資料を用いて論点と契約内容の理解に関する再整理を行った。また、費用構造に係るスカパーJSAT社の主張にも一定の根拠が存在することも認められた。

「衛星放送のプラットフォームガイドラインに関する委員会」内規では、当事者間の話し合いを最初に優先させる旨の規定があり、これに則って、これまでの調査検討事項から合意形成に寄与する資料を作成し、両当事者に提示した上でさらに当事者間での協議を提案した。

8.結果

両当事者間で、上記資料等に基づき再度話し合いがもたれ、その結果、経済条件や今後の展開について当事者間で合意に達した。

また、両当事者は2015年5月19日開催の第31回委員会に参加し、委員会に対して話し合いの経緯と合意の内容について報告を行った。

以上